

# コーポレート・ガバナンス

## ●コーポレート・ガバナンスの状況

(2025年6月30日現在)

当社及びグループ各社は経営の基本理念である「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」を実現するために、

- ・経営の迅速な意思決定及び経営の効率性の追求
- ・積極的なディスクロージャーを通じた経営の透明性向上
- ・誠実な企業グループとして行動するためのコンプライアンス（法令等遵守）の実践と地域奉仕

を基本に、コーポレート・ガバナンスの高度化に努めます。

### ■企業統治の体制の概要等

当社はコーポレート・ガバナンスの一層の機能強化を図るとともに適正な企業運営を行うため、企業統治の体制として監査役制度を採用しています。

#### (1) 取締役会

取締役会は社外取締役3名を含む8名の取締役で構成され、原則月1回開催しています。取締役会では、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行なうほか業務執行状況やリスク状況の報告を定期的に行っています。

加えて、当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化及び業務執行機能の充実を図っています。

また取締役会には監査役が出席することにより、経営の業務執行に対する監査機能を確保しています。

なお取締役の緊張感を高めるとともに経営責任の明確化を図るために、取締役の任期を1年とし取締役会の機能強化に努めています。

#### (2) 監査役会

監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、原則月1回開催しています。監査役は監査役会で決議された監査方針及び監査計画に基づき、監査に関する重要事項の決議、協議、報告等を行っています。

#### (3) 常務会

常務会は取締役会長、取締役頭取、取締役常務執行役員、常務執行役員で構成され、経営に関する重要事項について協議するとともに業務全般の統制・管理を行っています。また常務会には、常勤監査役が出席しています。

#### (4) 経営諮問会議

経営諮問会議は、社外取締役3名、社外監査役2名、社内取締役2名で構成され、取締役等の指名・報酬等について提言を行っています。

### ■内部統制システムの整備の状況

当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり制定し、内部統制の機能強化に努めています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営の基本理念にたち、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、行動憲章において「コンプライアンスを徹底し、誠実・公正に業務を遂行すること」を定め、また、サステナビリティ基本方針において、コーポレート・ガバナンスの高度化を重点課題として定めます。

取締役会が定めた行動憲章について、取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを徹底します。

取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの重要性を役職員に周知するとともに、コンプライアンスの徹底を図ります。

取締役会は、その時々の経営環境を踏まえたコンプライアンスに関する重点実施項目として事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員はこれを実践します。

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善措置等を協議・検討します。

コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の整備を行います。また、全部店は、コンプライアンス責任者のもと、コンプライアンスの実践及び研修を行います。

取締役会は、コンプライアンスの実践状況及び運営上の問題点等について定期的または必要に応じて随時、提言・報告を受け、経営施策に反映します。

取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、法令等遵守態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けています。

役職員の法令違反等の早期発見及び未然防止を行うため、内部通報（コンプライアンス・ホットライン等）及び通報者保護の措置を講じます。

マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネー・ローンダーリング等」という）の防止に対しては、「マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融防止に関する基本方針」を定め、適切なマネー・ローンダーリング等防止態勢を構築します。

反社会的勢力に対しては、適切かつ毅然とした対応で臨み、関係遮断を徹底します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会等の議事録及び関連資料等、重要な文書については、社内規定に基づき、適切に保存・管理します。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、当社及び当社の関連会社（以下、「当社グループ」という）の業務において発

生するリスクについて、以下のリスク区分を設定し、当該リスクを適切に管理するため「リスク管理方針」を定めます。

- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・流動性リスク
- ・オペレーションナルリスク

取締役会が定めたリスク管理方針に則り、リスク区分毎のリスク管理規程において、リスクに関する管理体制、管理方法等を定め、リスク区分毎に設置した統括管理部署及び所管部署が、担当するリスクを網羅的に管理し、統合的リスク管理部署が、それらの各種リスクを統合的に管理します。

ALM委員会を設置し、全体のバランスシート（含むオフバランス）を総合調整することにより、リスクを許容範囲内に制御し、収益性の向上に努めます。

オペレーションナルリスク管理委員会を設置し、オペレーションナルリスク及びその管理態勢に関する重要事項を把握し、オペレーションナルリスク管理の実効性を高めます。

自然災害やシステム障害などの緊急事態を想定した「業務継続管理方針」を定め、業務継続のための管理態勢を整備します。

取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク状況について定期的または必要に応じて随時、報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させます。

取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、リスク管理態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けています。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画を策定し、その主旨、基本戦略及び主要施策等について役職員に周知するとともに、中期経営計画に基づき半期毎の業務計画を策定します。業務計画の策定にあたり、戦略目標として、計量計画の設定、各業務区分への効率的な資本配賦及び効率的な経営資源の配分を行います。

取締役会は、中期経営計画及び業務計画の進捗状況等について、定期的に報告を受けるほか、必要に応じて計画達成に向けた具体的な施策を決定します。

取締役会の下部組織として取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員、専務執行役員、常務執行役員及び常勤監査役で構成される常務会において、経営に関する重要事項について協議するとともに、業務全般の統制・管理を行います。

取締役会決議に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限基準において業務分掌・権限等を定め、これらに基づき各業務執行部署が適切に業務を遂行することにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。

# コーポレート・ガバナンス

## ●コーポレート・ガバナンスの状況

(2025年6月30日現在)

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社関連会社の経営・統制全般に係る統括部署を設置し、関連会社の経営状況の定期的な把握及びコンプライアンスの実践状況、リスク管理状況等、業務運営全般に関するモニタリング等を行うとともにこれらについて統括部署より適時適切に報告を受けます。

取締役会は、当社の企業集団における業務の適正の確保を図るために「関連会社運営規程」を定め、関連会社の自主・独立性を尊重しつつ、関連会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢等に関する基本方針と遵守事項を明確にします。また、関連会社の経営や業務上の重要事項については、統括部署が窓口となり、当社内で事前協議する体制を確保します。

当社は、関連会社との間において、定期的に諸会議を開催し業務運営全般に関する意思の疎通と連携強化を図ります。

取締役会は、内部監査部署から、関連会社に対する監査結果について適時適切に報告を受けます。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用の基本方針」を定め、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、直ちに対応します。その際には、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、監査役の指示の実効性を確保します。

- (7) 監査役に報告をするための体制

役員は、監査役に対し、法令及び社内規程に定めのある事項の他、以下の事項等について報告を行います。

- ・当社グループの業務・業績に影響を与える重要な事項
- ・当社グループの役職員による法令または定款に違反した事項、また、それらが発生する恐れがあると考えられる事項
- ・主要な会議及び委員会の議事録
- ・取締役が決裁した重要な稟議書及び取締役に報告された重要な報告書
- ・関連会社の業務執行状況等に関する事項
- ・内部監査の実施状況及びその結果
- ・内部通報制度の運用状況及び通報の内容

上記のうち、関連会社に関する事項について、関連会社の役員から、当社統括部署を通じて、当社の監査役へ報告する体制を適切に確保します。

また、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底します。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員は、監査役会規程及び監査役監査基準を尊重し、また、代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題等についての意思疎通を図ります。

内部監査部門や会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行う場を設定し、連携を図ります。

監査役が職務の執行上必要と認める費用について当社に対し請求をしたときは、適切に対応します。

